

自主防災組織が実施する防災訓練に要する消耗品支給基準

平成 21 年 4 月 1 日

平成 27 年 4 月 1 日（改正）

- 1 支給対象団体 市に登録のある自主防災組織
- 2 対象消耗品 防災訓練を実施するうえで必要な消耗品
※ 防災資機材等の備品は除く。
※ 保存食（アルファ米）、保存飲料水は、1 組織あたり、30 人分を限度とし、無償で提供する。

- 3 支給範囲 以下の表による。

区 分（世帯数）	消耗品の購入に要する金額
501 世帯以上	50,000 円以内
301～500 世帯	40,000 円以内
101～300 世帯	30,000 円以内
100 世帯以下	20,000 円以内

※ 世帯数は、行政区ごとの住基世帯数（混合・外国人世帯を含む。）に基づく。

- 4 支給方法

組織からの申請に基づき、市が内容を審査したうえで、消耗品を購入して支給する。ただし、組織が直接購入したい特別の事情がある場合はこの限りでない。

※ 消耗品の購入先にあたっては、市の指名業者とする。（組織が購入する場合も同様）

- 5 備 考

訓練日の 1 ヶ月前までに市総務課へ申請してください。（申請様式は任意）